

湧別町ふるさと納税推進事業募集要領

1 目的

ふるさと納税（ふるさと応援寄附）の推進を通じ、本町の地場産業の活性化と知名度向上に寄与することを目的として、寄附された方に対し地場産品やサービスをお礼の品（以下「返礼品」という）として提供していただける事業者を募集するものです。

2 応募の要件

返礼品を提案することができる事業者は、次の条件を全て満たしている者とし、ただし、町長が事業者として適当でないと認めた場合は採用しません。

- (1) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法など各種関係法令、条例に従った生産・製造・販売を行っており、湧別町税等の滞納がないこと。
- (2) 湧別町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所及び工場がある企業または個人事業者であること。ただし、町のPRにつながると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 個人情報保護法及び湧別町個人情報保護条例等に基づき個人情報を適切に扱うことが出来る事業者であること。（取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。）
- (5) (1) について必要に応じて町の調査・確認に応じること及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

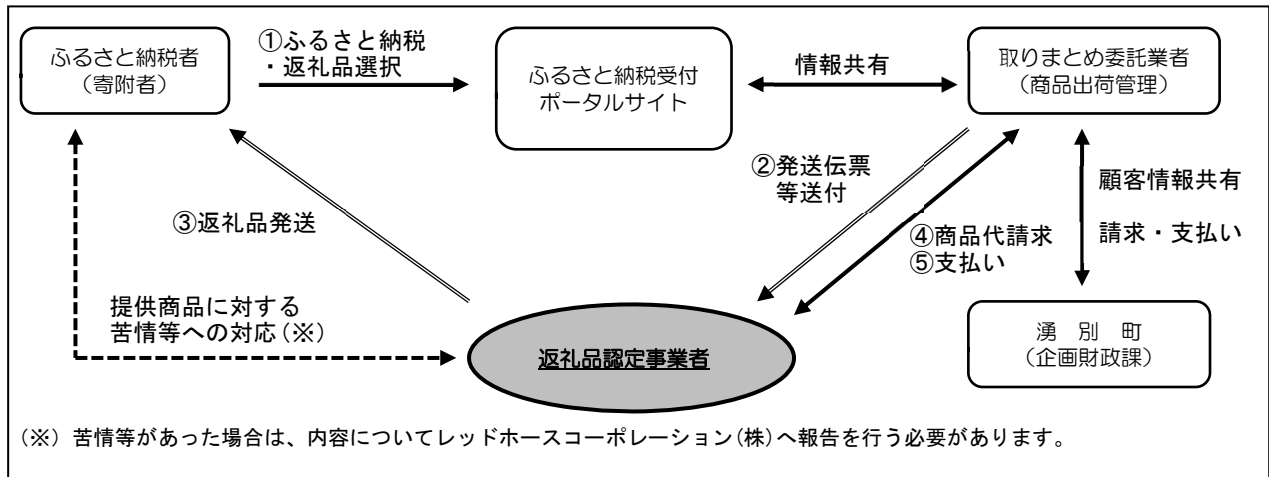
3 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、次の条件を全て満たすものとし、
 - (ア) 湧別町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
 - (イ) 湧別町内で生産、製造、加工のいずれかが行われているもの、町内の原材料を使用しているもの、若しくはサービスが町内で提供されているもののいずれかに該当していること。
 - (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。
 - (エ) 利用券等サービスの場合は、原則として有効期限が発行から1年間以上あること。
 - (オ) 商品情報の開示が可能であること。
 - (カ) 換金性・資産性の高い商品やサービスでないこと。
 - (キ) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される基準のいずれか1つ以上に適合する返礼品であること。
- (2) 返礼品等の価格
寄附額に対して返礼品の価格は30%以内を限度とし経費率を考慮して設定することとし、寄附金額の設定は、5千円以上1千円単位とします。なお、返礼品の価格には、梱包代金、消費税及び地方消費税を含めます。
なお、返礼品の代金及び寄附者への配送料については、湧別町が負担することとし、取りまとめ委託業者であるレッドホースコーポレーション（株）から支払われます。

4 返礼品提案企業及び個人事業者におけるメリット

- (1) 湧別町のホームページ及びふるさと納税の専用インターネットサイトに返礼品等の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 湧別町が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び事業者名などを掲載します。

5 返礼品発送の流れ



【取りまとめ委託業者】

- (1) レッドホースコーポレーション株式会社
(東京都墨田区横網1丁目10番地5号1・2階 KOKUGIKAN FRONT BUILDING)

6 申込み方法等

「湧別町ふるさと納税返礼品取扱事業者申込書」に必要事項を記入し、湧別町役場企画財政課まで持参、郵送又はメールにて提出してください。

なお、返礼品の概要が分かる資料（パンフレット等）又は写真（画像データ）も添付してください。

7 申込期限

随時受付けています。

8 申込み・問い合わせ先

湧別町役場 企画財政課未来づくりグループ
湧別町上湧別屯田市街地318番地 上湧別庁舎2階
Tel : 01586-2-5862 FAX : 01586-2-2511 Mail : furusato.kifu@town.yubetsu.lg.jp

9 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の選考は湧別町長が決定します。
- (2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に発送をお願いするもので、選択されない場合もありますので、あらかじめ了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ委託業者へ連絡してください。
- (4) 返礼品の品質及び発送等に関して、寄附者からの苦情等は取りまとめ委託業者のコールセンター（フリーダイヤル）で対応しますが、認定事業者に寄せられた場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ委託業者へ必ず報告ください。なお、品質及び発送等による保証やクレーム対応については、湧別町長は一切の責任を負いません。
- (5) 湧別町長は、本要領2及び3に定める応募の要件及び返礼品の要件に適合しなくなったと認める場合、返礼品取扱事業者登録又は返礼品登録の取り消し、若しくは返礼品の出品を中止することができます。
- (6) 返礼品の画像を湧別町のホームページ及びふるさと納税の専用インターネットサイト並びにふるさと納税パンフレット等に掲載しますので、画像データを提出していただきます。なお、画像データの著作権他、諸権利（二次的著作物の利用に関わる権利を含む）は、湧別町に譲渡され帰属するものとします。